

現行計画の概要

第1章 計画の考え方

- 本計画は、各区の地域福祉を推進する取り組みをさらに強力に支援するとともに、福祉人材の育成・確保や権利擁護の取り組みなど、各区に共通する課題や法・制度等への対応を市域全体で取り組んでいくために策定する（計画期間：平成30～令和2年度の3年間）
- 区地域福祉計画（地域福祉ビジョン等）との関係

	位置づけ	内容
区地域福祉計画（地域福祉ビジョン等）	区の実情や特性に応じた地域福祉を推進するための中心的な計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉に関する区の方針 ・ 住民の地域福祉活動を支える取り組み ・ 区域全体に共通する福祉課題への対応
本計画	区地域福祉計画等を支援する基礎的計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念、目標 ・ 各区に共通した福祉課題への対応として、最低限実施する基礎的部分となるしくみや、市全体で中長期的な視点をもって進めていくことが必要な取り組み

※ 本計画は、各区地域福祉計画（地域福祉ビジョン等）と一体で、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」を形成

第2章 地域福祉を取り巻く現状

統計データから見る大阪市、地域福祉にかかる法・制度の動向、地域福祉推進指針に基づく各区の取り組み

第3章 計画の基本理念と基本目標

基本理念

だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり

基本目標 1

みんなで支え合う地域づくり

- ・ 住民主体の地域課題の解決力強化
- ・ 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進
- ・ 災害時等における要援護者への支援

基本目標 2

新しい地域包括支援体制の確立

- ・ 地域における見守り活動の充実
- ・ 相談支援体制の充実
- ・ 権利擁護支援体制の強化

第4章 各区に共通する課題等への具体的な取り組み

- 相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の充実
- 福祉人材の育成・確保
- 権利擁護の取り組みの充実

地域福祉の実態把握

地域福祉に関する実態調査の実施

地域福祉に関する市民の考え方やニーズ等を把握するため、令和元年9～10月に実態調査を実施。

- 世論（対象：18歳以上の市民及び外国人登録者から無作為抽出した8,000人、回答者数[率]：2,561人[32%]）
- 地域福祉活動の推進役としての地域住民（対象：民生委員・児童委員地区委員長等613人、回答者数[率]：490人[80%]）
- 地域福祉活動を支援する福祉専門職（対象：社協及び相談支援機関の職員514人、回答者数[率]：396人[77%]）

国の動向

市町村地域福祉計画の策定ガイドライン（平成29年12月）

本市計画に未記載の事項等は改訂時に追記

【現行計画未記載】

再犯防止に向けた支援体制の構築（再犯防止推進計画など）

生活困窮者自立支援法の改正（一部を除き平成30年10月1日施行）

包括的な支援体制の強化

- 広報・周知
- 生活困窮者への利用勧奨
- 支援会議 など

地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ（令和元年12月）

3つの支援を一体的に行う包括的支援体制

- 断らない相談支援
- 参加支援
- 地域づくりに向けた支援

社会福祉法改正

（令和3年4月1日施行）

次期計画について

現行計画策定後の各施策の状況や国の動向等を踏まえ、次期計画を策定する。

次期計画の策定のポイント

- 現行計画における進捗及び評価
地域における見守り活動の充実、相談支援体制の充実、権利擁護支援体制の強化 等
- 計画の推進状況を評価する指標（現行計画策定後の設定項目）
地域福祉活動に関する市民意識、社会事業施設の公益事業 等
- 国の動向等
・ 生活困窮者自立支援法 関連
・ 消費者安全法 関連（平成31年3月 大阪市消費者安全確保地域協議会 設置）
・ 再犯防止推進法 関連（令和2年度（仮称）大阪市再犯防止推進計画を策定予定）
・ 社会福祉法 関連（3つの支援を一体的に行う包括的支援体制） 等

次期計画策定スケジュール（令和2年度 予定）

- 7～9月頃 地域福祉専門分科会 計画策定部会（計画素案の検討 2回）
- 10月頃 地域福祉専門分科会（計画素案の検討・審議 1～2回）
- 12月頃 パブリック・コメント実施
- 3月頃 地域福祉専門分科会（計画案の審議 1回）
- 3月末 次期計画策定